

法 学 号 外
平成 30 年 3 月 8 日

各 私 立 中 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

中学生向け教材「私たち中学生で会社をつくろう」、「生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう」について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成30年3月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

中学生向け教材「私たち中学生で会社をつくろう」、「生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう」について

このたび、金融広報中央委員会から、別添の通り、金融に関する教育の充実のために作成した教材について、全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に向けて発送するため、周知に関する協力依頼がありました。

つきましては、本教材の配布について御了知の上、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれましては、所管の中学校及び域内の中学校を設置する市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれましては、所管の中学校に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれましては、所轄の中学校及び中学校を設置する学校法人に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務主管課におかれましては、附属の中学校に対し、このことについて周知いただきますようお願いします。

なお、本教材については、金融広報中央委員会から各中学校に直接配布されることとなっており、その内容につきましては、金融広報中央委員会事務局に直接お問い合わせ下さいますようお願いします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

企画調査係 高瀬、石井

TEL : 03-5253-4111

(内線: 2565)

FAX : 03-6734-3734



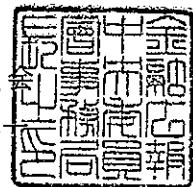
金 広 委 第16号

平成30年2月13日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

淵 上 孝 殿

金融広報中央委員会
事務局長 鶴海 誠



中学生向け教材2種（「私たち中学生で会社をつくろう」「生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう」）を全国の中学校等に向けて発送することに関する周知について

金融広報中央委員会の活動につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融広報中央委員会（以下「中央委員会」という。）は2005年度を「金融教育元年」と位置付けて以降、学校における金融教育の推進に努め、様々な教材の整備、各種セミナー等の開催を取り組んで参りました。この間、高等学校等を対象とした『これであなたもひとり立ち』をはじめとする教材を無償提供させていただき、多くの先生方にご利用いただいているところですが、中学校の新学習指導要領が昨年3月に告示され、本年4月より移行期間となることに鑑み、中学校等において新学習指導要領の趣旨を踏まえ主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、より効果的な実践に取り組むことが、改めて重要であると考えております。

中学校の新学習指導要領では、社会科（公民的分野）において、起業について触れるとともに金融などの働きについて取り扱うこと、技術・家庭科（家庭分野）において、計画的な金銭管理の必要性について理解することが明示されており、次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことが求められています。

これらを踏まえ、中央委員会では、中学生が経済や金融の仕組みや適切な金銭管理、消費者被害防止について理解を深めるとともに、実践的な力を身に付けていただくための教材と指導書を新たに作成し、多くの学校で広くご活用いただくことができるよう、全国の中学校等に向けて発送します。こうしたことを通じて、各学校が新学習指導要領の下で主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進め、金融教育を充実していくことを一層支援してまいる所存です。

つきましては、学校における金融教育の重要性に鑑み、都道府県教育委員会等を通じて、所管・所轄の学校および関係機関等へご周知いただきますようお取り計らい願います。なお、教材および指導書については、教育委員会及び中学校等に見本1部を送付いたしますが、希望する中学校等に無償で追加配布することも可能です。

＜参考＞金融広報中央委員会とは

- 金融広報中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資することをその目的とする団体です。
- 金融広報中央委員会事務局（日本銀行情報サービス局内）
電話：03-3279-1111 FAX：03-3510-1373